

事務連絡
令和4年12月12日

事業者 各位

南知多町健康介護課長

短期入所生活（療養）介護利用中の福祉用具貸与費の算定について

平素は、本町の介護保険運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、次のとおりの取り扱いとしますので、参考にしてください。これらの取扱いは予防給付についても同様です。

なお、今後算定基準等の改正により取り扱いが変更となる可能性がありますのでご注意ください。

記

1. 短期入所生活（療養）介護と福祉用具貸与の相互関係について

(1) 基本的な考え方

- 福祉用具貸与は利用者の居宅で使用されるべきものである。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）第193条

- 短期入所生活（療養）介護（以下「短期入所」という。）利用中の福祉用具貸与費の費用は短期入所サービスの報酬に包括しているものであり、施設内で使用される福祉用具は短期入所施設が用意すべきものである。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）第124条

- 算定基準において、短期入所と福祉用具貸与との間に特段の算定制限が無いのは、短期入所サービスの利用中の短い期間で、一度返却し、退所後再度搬入することが非常に不合理であるため。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36条第21(2)）

(2) 貸与された福祉用具を短期入所先で利用することについて

上記(1)の考え方により、指定福祉用具を短期入所先で利用することは、原則認められません。しかしながら、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、利用者の心身の状態や疾病等により特別な事情がある場合など、短期入所施設で用意されている福祉用具では利用に支障があると判断され

た場合に限り、福祉用具を継続して利用することができるものとします。(短期入所施設側から貸与品の持ち込みを強要することは認められません。)

ただし、これは実質的な施設入所である、連続して30日を超えての利用又は利用が想定される場合には適用されません。このような場合には、短期入所施設において福祉用具を用意する必要があります。

利用の希望がある場合は、次の要件を必ず満たすことを確認の上、事前に町へ相談してください。(ケアプランを持参してください。)

利用者の状態像や生活環境にあった福祉用具を利用するよう、適切にアセスメント等を実施し、ケアプランに必ず位置付けてください。

- ・当該指定福祉用具を利用者が居宅において使用していること。
- ・当該指定福祉用具の短期入所中の使用を利用者が希望していること。
- ・短期入所の期間が連続して30日を超えないこと。(自費の場合も含む)。
- ・当該指定福祉用具の使用が、利用者の短期入所での生活上必要不可欠であること。

※「30日リセット」などで半年を超えて短期入所を繰り返す場合は、施設等で福祉用具を用意することを検討してください。

(3) 福祉用具貸与費の算定について

- ・当該月に利用者が一度も自宅に戻らなかった場合
…福祉用具貸与費の算定はできません。
- ・在宅での利用がある場合
…短期入所期間を除いた日割り計算を行います。ただし、契約の形態により半月分または1ヶ月分の請求として差し支えありません。
- ・短期入所中の使用について町に相談後、認められた場合
…通常通りの利用日数で請求します。

【問い合わせ】

南知多町 健康介護課高齢者介護係
電話番号：0569-65-0711(内線133)